

ケアマネジメントサポートネットワーク富山個人情報保護指針

第一条 協定加入者情報の公開

次の情報は協定加入者以外の第三者へも公開し、介護サービス利用者および家族がケアマネジャーを選ぶ際の参考としてもらう。

(公開情報)

- ・協定加入者の所在地、事業者名、代表者名、事業所名、ケアマネジャー氏名、連絡先電話番号、協定加入・離脱年月日
- ・個別連携協定の相手方事業者名、代表者名、事業所名、ケアマネジャー氏名、連絡先、個別連携協定締結年月日

第二条 情報の開示および訂正

協定加入者は自己の情報の開示および訂正を幹事に対し請求することができる。

前項の請求があったとき、幹事は請求者に対し 14 日以内に情報を開示し内容に誤りがある場合はこれを訂正しなければならない。

第三条 法令遵守

協定加入者は個人情報保護法その他関係法令を遵守し、自事業所管理者を通じ事業継続計画書および運営規程、重要事項説明書、個人情報保護指針ならびに個別連携協定書にプライバシー権保護規定を盛り込むなど所要の措置を講ずることとする。

第四条 サービス利用者および家族のプライバシー権保護

協定加入者は自事業所のケアマネジメントサービス利用者および家族の個人情報を個別連携協定の相手方へ提供するときは事前にサービス利用者および家族の同意を得なければならない。

前項の規定にかかわらず、個別連携協定の相手方へ情報を提供しなければサービス利用者および家族の生命・身体・財産等の法的権利・利益が著しく侵害されるかもしくはその危険があると協定加入者が判断した場合は、事后可及的速やかに同意を得ることを前提に当該情報を個別連携協定の相手方へ提供することができる。